

お知らせ

令和7年2月12日
信越総合通信局
※2月12日 追記

電波利用料債権の催促状、督促状の 送付停止について

(令和7年2月4日からの大雪に係る対応について)

令和7年2月4日からの大雪に関して、管内の以下の自治体に対して災害救助法が適用されたことに伴い、下表のとおり、電波利用料債権の催促状及び督促状の発送を停止する措置を執りましたので、お知らせします。

災害救助法適用市町村	災害救助法適用日	発送停止措置の期限
<新潟県> 長岡市、東蒲原郡阿賀町	令和7年2月7日	令和7年4月8日まで
<新潟県> 十日町市、魚沼市	令和7年2月9日	令和7年4月10日まで
<新潟県> 上越市、中魚沼郡津南町	令和7年2月10日	令和7年4月11日まで
<新潟県> 妙高市	令和7年2月12日	令和7年4月13日まで

以上、5市2町

連絡先 信越総合通信局
総務部総務課財務室
電話 026-234-9934